



立川農業ブランド「立川印」 ロゴマーク使用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、立川農業の価値を可視化するロゴマークの使用について必要な事項を定めることで、立川農業の本来のポテンシャルを認知してもらいイメージアップを図ることで生産者の利益の向上を目的とする。(定義)

第2条 この要綱においてロゴマークとは、別表に掲げるものをいう。

第3条 ロゴマークは、第5条各号に掲げる事項を遵守することで自由に使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに掲げる者を除く。

(1) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業を営む者

(2) 立川市暴力団排除条例(平成23年立川市条例第14号)第2条第1号に掲げる暴力団、同条第2号に掲げる暴力団員又は同条第3号に掲げる暴力団関係者

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業に該当する事業又は類似する事業を行う者

(4) 政治、思想又は宗教の活動に利用する者

(5) その他立川農業振興会議が使用について不適当と認めた者

2 使用希望者は必ず許可を受けるものとする。

(使用の承認申請)

第4条 ロゴマークを使用する際は、立川農業ブランド「立川印」ロゴマーク使用申請書(第1号様式)に必要な書類を添えて提出するものとする。(使用の承認)

第5条 前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を許可するものとする。

(1) ロゴマークのイメージを損ない、又はそのおそれがあると認められるとき。

(2) 立川農業振興会議の信用もしくは品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(4) 第三者の利益を害し、又は不当な利益を得るために利用されるおそれがあると認められるとき。

(5) 政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(6) 市の事業又は市が認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがあると認められるとき。

(7) 自己の商標又は意匠として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(8) その他立川農業振興会議が使用について不適当と認めたとき。

2 前項の規定により使用を承認するときは立川農業ブランド「立川印」ロゴマーク使用(変更・中止)許可通知書(第2号様式)により通知し、承認しないときは立川農業ブランド「立川印」ロゴマーク使用(変更・中止)不許可通知(第3号様式)により通知する。



3 前項の規定による使用の許可（以下「使用許可」という）に当たっては、必要な条件を付することができる。

（使用料）

第 6 条 ロゴマークの使用料は無料。

（使用期間）

第 7 条 使用許可の期間は特に定めない。（権利の帰属）

（使用権）

第 8 条 ロゴマークに関する一切の使用権利は、立川農業振興会議に帰属する。（使用上の遵守事項）

(1) 立川農業振興会議の事業又は立川農業振興会議が認めた関連事業を推進する上で支障となる使用をしないこと。

(2) その他立川農業振興会議が不相当と認める使用をしないこと。

（承認内容の変更）

第 9 条 ロゴマークを使用者は、許可された内容について変更しようとするときは事前に立川農業ブランド「立川印」ロゴマーク使用変更申請書（第 4 号様式）を提出し、その許可を受けるものとする。

2 前項の規定による変更を許可するときは、立川農業ブランド「立川印」ロゴマーク使用（変更）承認書により通知するものとする。

3 使用者は、変更申請の許可後についても、前条各号に掲げる事項を遵守するものとする。

（使用の中止）

第 10 条 使用者は、ロゴマークの使用を中止する場合は、速やかに立川農業ブランド「立川印」ロゴマーク使用変更（中止）申請書（第 4 号様式）を提出するものとする。

（使用等の公表）

第 11 条 立川農業振興会議は、使用許可の内容、使用申請書の内容を立川農業振興会議の広報等に許可なく掲載可能とする。

（承認の取消し）

第 12 条 立川農業振興会議は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正の手段により使用許可を受けたとき。

(2) 第 5 条 3 項に掲げる事項に違反したとき又は違反したことが判明したとき。

(3) 立川農業振興会議が不相当と認めたとき。

2 前項の規定により使用許可を取り消したときは、使用者に対し、その理由を明記した書面をもって通知するものとする。



3 第1項の規定により使用許可を取り消された者は、前項の規定による通知があった日以後、当該使用許可により作成した物品等を使用しないものとする。

4 立川農業振興会議は、使用許可を取り消したことにより生じた損害については、賠償する責任を一切負わない。

(責任の制限)

第13条 立川農業振興会議は、使用者が当該使用により生じた損害については、賠償する責任を一切負わない。

2 使用者がロゴマークの使用によって第三者に対して損害を与えた場合において、立川農業振興会議は、損害賠償その他法律上の責任を一切負わない。

(委任)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、立川農業振興会議が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。





立川印

基本形



見て、感じて、
あじわって。

立川印

基本形：タグラインあり

見て、感じて、
あじわって。



立川印

タグライン上部



見て、感じて、
あじわって。

立川印

タグライン中央

見て、感じて、あじわって。



立川印

タグライン円形



立川印

見て、感じて、あじわって。

立川印

基本形：横型

ロゴタイプのみ

見て、感じて、あじわって。

タグラインのみ



川のみ

※ロゴとセット使用必須

CMYK

RGB

DIC

HTML



19/29/78/0

198/166/71

N810
[菜種色]

#C6A647



39/30/37/0

160/157/149

N549

#A09D95



55/67/77/0

126/92/72

N764
[鳶色]

#7E5C48



立川印

基本形



見て、感じて、
あじわって。

立川印

基本形：タグラインあり

見て、感じて、
あじわって。



立川印

タグライン上部



見て、感じて、
あじわって。

立川印

タグライン中央

見て、感じて、あじわって。



立川印

タグライン円形



立川印

見て、感じて、あじわって。

立川印

基本形：横型

ロゴタイプのみ

見て、感じて、あじわって。

タグラインのみ



川のみ

※ロゴとセット使用必須

CMYK

RGB

DIC

HTML

0/0/0/90

86/86/80

555

#565650

ロゴマーク：ホワイト



立川印

基本形



見て、感じて、
あじわって。

立川印

基本形：タグラインあり

見て、感じて、
あじわって。



立川印

タグライン上部



見て、感じて、
あじわって。

立川印

タグライン中央

見て、感じて、あじわって。



立川印

タグライン円形



立川印

見て、感じて、あじわって。

立川印

基本形：横型

ロゴタイプのみ

見て、感じて、あじわって。

タグラインのみ



川のみ

※ロゴとセット使用必須